平成２６年（フ）第４１７号
大阪府河内長野市古野町16番21―102号、前住所大阪府河内長野市下里町1110番地
債務者　泰中　和之
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　千佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３９２号
北海道旭川市東光６条８丁目４番３号
債務者　長岡　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４号
愛知県豊川市金屋元町１丁目48番地、住民票上の住所愛知県豊橋市入船町58番地
債務者　土岐　光吉
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１５号
愛知県豊川市金屋元町１丁目48番地、住民票上の住所愛知県豊橋市入船町58番地
債務者　土岐理恵子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第４００号
茨城県笠間市下郷992番地22
債務者　長谷川　浩
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２６号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字柳林61番地３、住民票上の住所愛知県江南市般若町宮山328番地
債務者　益田　　悟
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三品さくら
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０号
札幌市豊平区福住３条８丁目７番３号
債務者　細川　敬三
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　貴久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７号
石川県かほく市宇気子１―４　サンコテージＢ105号、住民票上の住所石川県かほく市木津イ19番地
債務者　松本　彰平
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中出　健作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３７号
大分県豊後高田市払田760番地１
債務者　河野　美昭
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　康利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２３７５号
札幌市清田区里塚３条５丁目４番12号
債務者　田中　芳文
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
群馬県高崎市新町2478番地１
債務者　野上　達也
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１２０４号
さいたま市見沼区東大宮２丁目９番地15　東大宮サンハイツ101
債務者　星　　英司
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
埼玉県蓮田市馬込２丁目449番地　メゾンＡＴＢ・Ａ―203号
債務者　宮城　利美
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目４番17―622号
債務者　志村　越子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３４号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢332番地１　サンクレイドルみずほ台102号
債務者　小林美智子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３３８号
埼玉県行田市藤原町１丁目24番地42　グランレガーロ行田101
債務者　大久保智子（旧姓椎野）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４５号
千葉県大網白里市南玉125番地１　しらさぎハイム101号室
債務者　鈴木　孝之
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係